

証文土手については伝承的に語られてきた。しかし、古老からの聞いた話や文献の先入感的な解釈からか、築堤年代の違いや築堤の目的、築堤場所などに違和を感じるものがあった。そのような中、オンライン会議で証文土手が検討された。短い時間の中での検討もあって確固たる結論には至らなかったが、文献や絵図をもとに新たな見解を導き出したので以下に記します。

文献と絵図から証文土手を探る

【寛保元年6月(1741)加村郷差出帳 出典：流山市史近世資料編1 諸家文書 15】

御用河岸 貳反叁畝拾四歩 壹ヶ所

張札 外四反貳畝廿四歩為御用地除置候芝地入伺之上 寛保二年戌二月御普請在之ノ六反四畝八歩二成戌ノ割付ヲ戴之

河岸御用地

壹町六反貳畝拾九歩 壹ヶ所 此御年貢永拾壹貫文ツヽ上納仕候

張札 内壹町貳反叁畝廿六歩流作御新田二成延享元年子ノ割付除之残 川岸御用地四反廿二歩此役銭永三貫七拾貳文二成

問屋壹人 百姓平兵衛

是ハ奥州出羽下野常陸ノ荷物布施村江揚リ右村ノ当村河岸江附送り荷物古来ヨリ請来候

以上の文献から

- ① 加村に御用河岸(本多河岸)が1か所あつた。河岸の面積は644坪。他に芝地(屋敷や耕作地でない)が1284坪あり、締めて1928坪が用地であつた。
- ② 河岸の御用地(江戸川の河川敷)が1か所あつて、その面積は4879坪。年貢は永11貫文(11両)を上納した。その内3656坪は流作新田。残りの1222坪の御用地は役銭として永3貫(3両)を納めた。
 - * 永は永楽銭のことで、江戸時代は使われなくなったが、貨幣の単位として年貢上納金に使われた。1両=永1貫(永1000文)=通貨4貫(4000文)
 - * 流作新田 河川敷を田畑にした新田。年貢は金銭で上納した。
- ③ 河岸問屋が1人、平兵衛がいた。出羽、下野、常陸よりの荷物が布施河岸にあがり、諏訪道を通り加村に運ばれた。その荷物を江戸送りしていた。古来よりとあるから、江戸川の直線化以前から業としていたと思われる。ただ、1人とあるので需要はそう多くはなかったと考えられる。
- ④ 河岸の場所はどこか。条件としては諏訪道に近いこと、江戸川と陸地(河川敷でない)が接近している所と言える。当時、今上落や和田掘はなく、御用河岸以北の江戸川と旧県道の間には流作場(河川敷)があつた。以上から推測すると諏訪道の突き当りT字路の西、江戸川と陸地の接する所を河岸とすることができる。なお、新川屋北側には河岸問屋とされる秋谷平兵衛の屋敷があつた。

参照：三輪野山村絵図、加村絵図(1)部分、明治20年迅速測図(1)

三輪野山境 堤壱カ所 但

馬踏老間 高サ壱丈三尺 敷六間三尺 長七拾貳間

同所 樋坎 壱カ所

是ハ三輪野山境堤悪水落し村入用ニ而仕候

以上の文献から

- ① 三輪野山村との境に1か所、長さ約130m、高さ約4m、低敷約12m、天辺の広さ約1・82mの堤があった。参照：古文書原文、【寛保元年6月（1741）加村郷差出帳】
- ② 同所に坎樋が1か所あった。これは三輪野山境の堤に設けたもので、三輪野山の悪水を加村に落とすもので、村が必要とするもの。下流の流作場に導水していたと思われる。
- ③ 堤はどこに築かれたか。長さ130mは江戸川と旧県道との間とほぼ一致（現代の地図から概算）すること、高さ4mも現在の今上落の川低から橋の高さに近く、三輪野山との境の北側には悪水（湿地帯）があったことから、江戸川堤と旧県道の間築かれたとすることができる。また、築年は寛保元年以前になる。参照：三輪野山村絵図、加村絵図（2）部分、明治20年迅速測図（2）
- ④ 目的は江戸川左岸の洪水や内水氾濫に備えたと考えられる。江戸川は直線化されたが今上落や和田掘りはなく、近くにあった江戸川左岸からの洪水や内水氾濫は全て加村にやって来る。下流には流作場や御用河岸があったので、ここに堤を築き止めたと考えられる。なお、新たに掘削した江戸川には堤が造られたたが、旧水路では旧県道（本通り）が堤であった。
- ⑤ この時点では、横土手であるが証文土手の呼称は示されていない。

【「流山町誌」復刻版、 出典：流山市史近代資料編「流山町誌」】

大正六年ヲ去る一六七年（前から始まる）寶曆年間（1751～1764）

寶曆年間 加村証文土手ナル 【「流山町誌」復刻版、事蹟年表】

**横土手 加と三輪野山境の堤塘を横土手と言う・・・寶曆年間江戸川の堤塘の横に之を築きしなり・・・
証文土手の名あり・・・ 【「流山町誌」復刻版、加村の項】**

ここでは、宝曆年間に江戸川堤塘の横に横土手を築いた。証文土手の名がある、としている。しかし、江戸川堤塘の横に築いた土手は寛保元年にはできているので、書き手の間違いであろう。また、寛保元年以前に築かれた江戸川堤塘の横土手を証文土手と言うならば、現在まで伝承されている田地に築かれた土手は証文土手でないことになる。ただ、書き手は横土手＝証文土手との先入感があったともとれる。

【「加村誌」昭和五年（1930）、出典：流山市史近代資料編「流山町誌」】

**川除堤長五百二間 三輪野山村境方流山村境迄 内三十八間明和三年（1776）御普請之節 流山ニテ築立
貸証文有是ハ 流山村耕地除
横土手長七拾五間 坎樋三ヶ所 伏替材木板釘工料 御入用人足村方勤**

- ① 川除土手長さ約920m、三輪野山村境から流山境村までは今とほぼ同じ距離。これは今上落の川除土手（左岸）であろう。その内69mは明和3年の普請のとき流山が築いた。貸証文があるが流山の

耕地は除く、とある。これは、加村の地内に流山が築いたが土地は加村が貸した証文がある。ただし流山の耕作地は除くとあるので、加村の流作場の中に流山の耕作地があったととれる。

- ② しかし、川除土手であれば加村の土地を借りる必要はない。ここは次に出てくる横土手約136mに繋がると見ることができる。流山村が加村に土地を借りてまで築きたかったのは、今上落や和田掘の完成により上流の土手（寛保土手）がなくなり、結果、下流で起こりうる洪水対策の土手である。その土手は今の旧県道から富士橋にいたる土手であろう。当時とは江戸川の流路や旧県道も変わっているが、概算では距離がほぼ一致する。つまり現在の富士橋にいたる道路がかつての横土手であったとすることができる。ここが流山を守る新たな横土手であった。坎樋3カ所は、当初今上落に橋がなく坎樋で対応したと考えられる。
- ③ 文献としては初めて貸証文が出てくる。つまり、この横土手が証文土手と呼ばれ、証文土手の語源になったと考えられる。とすると、証文土手の「決壊に対する証文」ではなく土地の貸証文となる。また、横土手は個人で築いたものではないから、決壊の証文はあり得ないことである。

参照：迅速図（1）

【三輪野山村明細書上帳 明和六年二月 流山市史近世資料編1 諸家文書 22】

江戸川通

悪水坎樋但内法 横一間 高三尺 壱ヶ所 此ハ前々方御入用御普請被成下候

右同断

川除堤 長五拾七間 壱ヶ所 此ハ前々方御入用御普請被成下候

- ① 上記の江戸川通は、通と言うことから旧県道のことであろう。ここに悪水の坎樋を作った。悪水は和田掘のことであろう。今上落ができる前は、花輪との境界を西に流れ江戸川に注いでいた。それを和田掘として加村の下流に流す工事が行われていた。下流の横土手工事が明和3年、上流では前々から継続して行われていた。河川の工事は下流から行うのが普通である。
- ② 川除堤長さ約104mは新しく掘削した和田掘の土手と思われる。

参照：大正期の流山町全図（三輪野山・加村）

【三輪野山村明細書下帳 年欠 流山市史近世資料編1 諸家文書 23】

川除御普請所 壱ヶ所并内口御普請所有

橋 壱ヶ所 長壱間 横壱間 悪水坎樋長九間 内法高三尺横六尺 壱ヶ所

上記の工事は、上帳の工事が引き続き行われていた。悪水坎樋の長さ約16mはかなり長い。これは花輪などの上流から来る悪水（和田掘上流）を新和田掘に流す工事で、旧県道の低敷を通過する坎樋と考えられる。

【「流山町誌」復刻版、 出典：流山市史近代資料編「流山町誌」】

大正6年ヲ去る五四年（前から始まる）慶應年間

慶應二年加村証文土手防禦 【「流山町誌」復刻版、事蹟年表】

慶應二年寅五月十四日大雨連日江戸川大洪水八月六日より又数日強雨上郷切れて水勢横土手に當り水溢

れて過半欠潰洩所数ヶ所に及び防禦の術已に盡きし時流山堀切、秋元両家の人夫百余人来りて水中に入り之を防きて難なきことを得たり若し夫れ之が切断せば流山過半下谷各村は悉く浸水を免れざりしなり

【「流山町誌」復刻版、加村の項】

上記の証文土手、横土手はどこかと言えば、富士橋にいたる横土手のことである。その理由は、

- ① 上郷が切れてとあるが、記録ではこの日、深井新田、平方新田で決壊している。その洪水は江戸川左岸の田から今上落や和田堀を通して富士橋にいたる横土手にやって来る。この土手が決壊して被害を被るのは流山村や下谷村である。
- ② 加村の証文土手は、加村が流山に土地を貸した貸証文があることから証文土手と呼ばれた。その場所はここ以外に考えられない。

本町西境の江戸川に沿う堤塘は延長 1 里 2 町 2 0 間（約 4165m）にして全部河川工事区域に属す。加と三輪野山の境に土手あり一に証文土手の名あり本町及下谷耕地に最も要害なる堤塘なり

【「流山町誌」復刻版、土木水利の項】

この記述内容の年代は不明だが、前後にある他の項の表現、県道や排水機などから大正昭和期の事象と取れる。前段の河川工事は大正期の江戸川堤防工事か昭和期の今上落の工事であろう。後段の土手は、三輪野山と加の境、田地に築かれた土手のことで、この時代はこれを証文土手と称していたことは、近年まで語られていることでも理解できる。また、本町の市街地ではなく、本町、下谷の耕地（田畑）の要害としている点でも田地の土手であることが分かる。

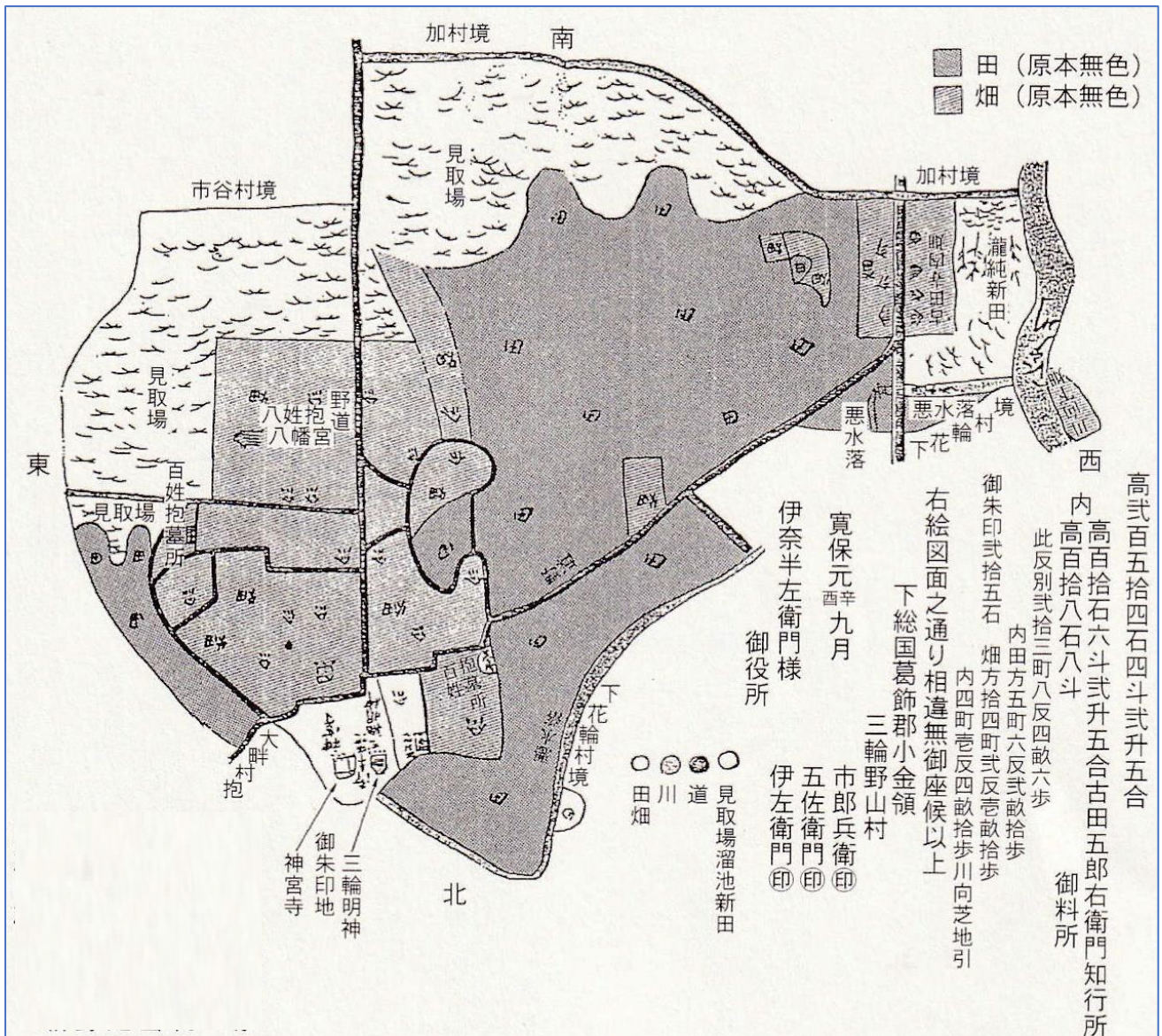
新たな見解

- ① ここまで文献をもとに横土手、証文土手、川除土手、御用河岸などを検証してきたが、巷間伝わる証文土手とされる、三輪野山と加の境界の田地に築かれた横土手の記述は江戸時代にはなかった。しかし、加村絵図（明治 1 0 年頃）と流山町全図（大正 1 3 年頃）にはその場所が明示されている。地図上の概算からその長さ 1 1 0 m 前後。田地に築いた目的はなにか。田地に築かれた横土手は三輪野山や花輪にもあったから、内水氾濫に対応したものと考えられる。とくに、悪水（和田堀）の流路変更で、三輪野山との境界近く（塚樋近く）での内水氾濫が多くなったのではないか。そのように考えると、明和 6 年の三輪野山の工事以降に築かれた可能性がある。証文土手の呼称は後年伝説化して継承され、近年まで残っていた、田地に築かれた横土手を指すようになったものと考えられる。それは、流山町誌土木水利にも記されている。
- ② 江戸期に証文土手と呼ばれたのは貸証文のある、明和 3 年に築かれた富士橋にいたる横土手と考えられる。
- ③ 寛保元年以前にできていた横土手（宝暦年間ともあるが）を、証文土手としている文献もあるが、これは書き手が横土手＝証文土手との先入感から出たことであろう。

参照：加村絵図、流山町全図（三輪野山・加 大正版）

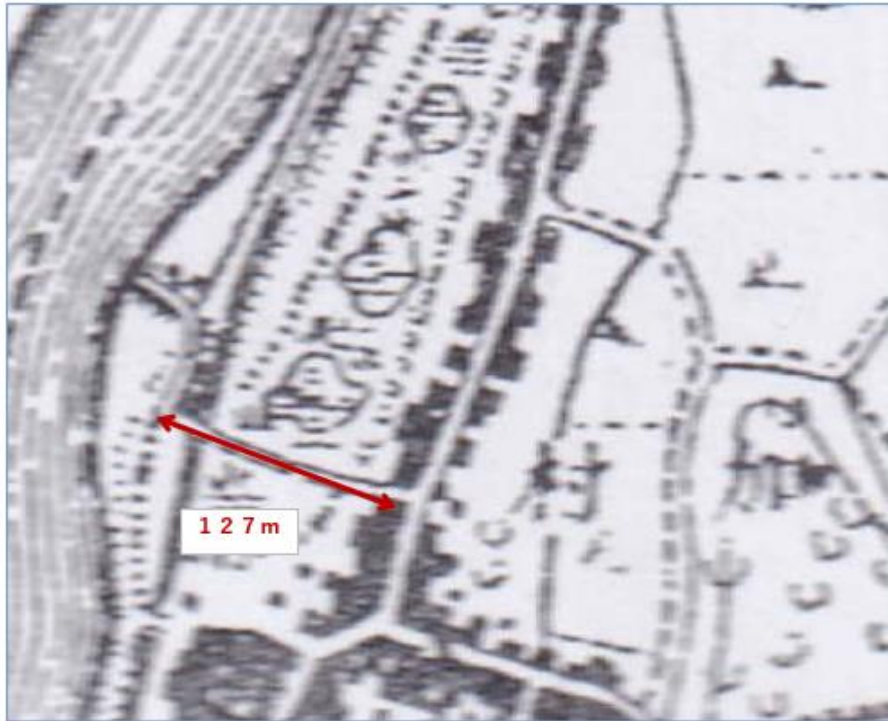
以上

参照：三輪野山村絵図 寛保元年（1741）9月 【出典：流山市史近世資料編 I 村絵図】



参照：迅速測図 明治 20 年頃(1887)

迅速測図 (1)



迅速測図 (2)



(1) 部分 ↓

参照：加村絵図 明治6年(1873)頃【出典：ましや所蔵】

(2) 部分 ↓



参照：大正期の流山町全図（三輪野山村・加村）



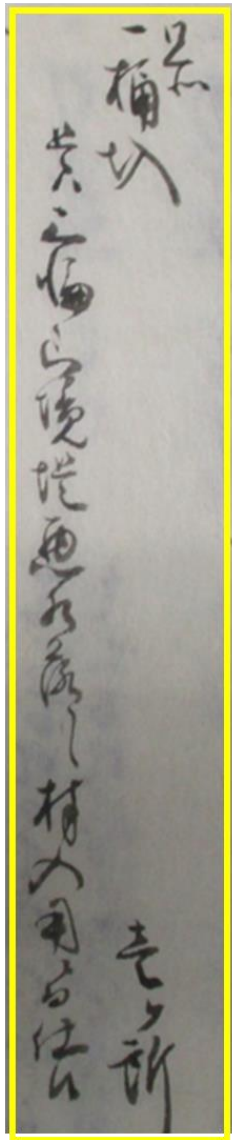
参照：加村絵図（部分拡大） 明治6年頃【出典：ましや所蔵】



参照：流山町全図（三輪野山・加）大正版 （部分拡大）

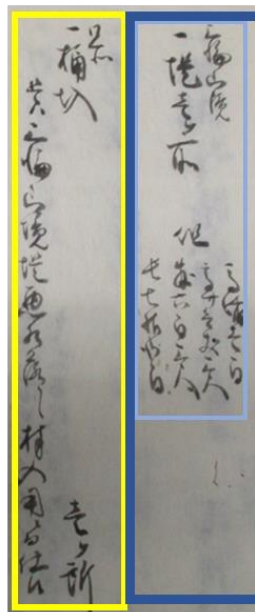
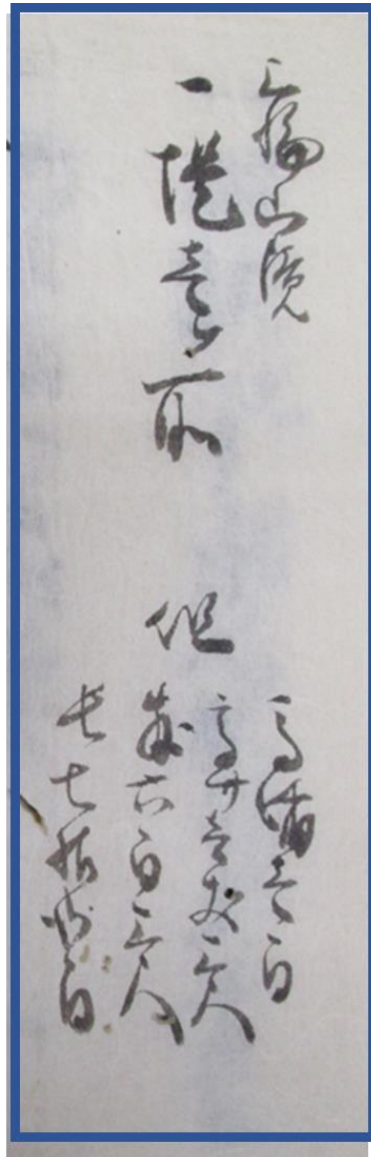


同所
一桶坎
是八三輪山境堤悪水落し村入用二而仕候



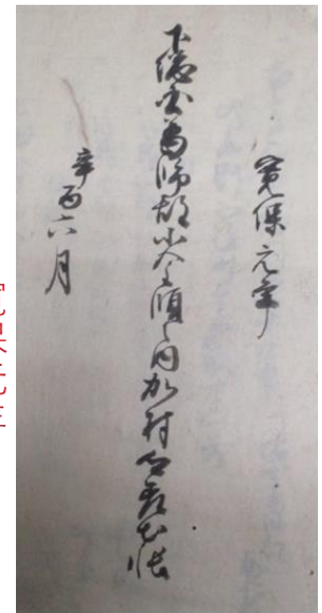
三輪山境
一堤ヶ所 但
馬踏 壹間
高廿 壹丈三尺
敷 六間三尺
長 七拾貳間

1	1	3	1
3	0	1	0
8	8	9	8
9	5	4	2
m	m	m	m



(記述文)

寛保元年
下総国葛飾郡小金領之内加村郷差出帳
辛酉 六月



(表紙)

〔渡辺潔家 古文書〕